

令和2年7月29日（水）

令和2年第7回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、令和2年第7回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、7番：長濱国博委員、8番：川満里志委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は11件でございます。
受付番号1番から11番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から11番は、別紙参考資料1ページから11ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮國集落公民館の西側30[㎡]の十字路に位置し、譲受人は畜産とサトウキビ栽培農家で機械等も所有しています。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員をお願いいたします。

野崎委員：

受付番号2番の説明をいたします。申請地は、下里添與那原の下北土地改良区内に位置し、譲渡人から譲受人への譲渡で、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、J A伊良部支店の近辺に位置し、申請地は今まで譲受人が小作していましたが、今回の申請で所有権移転して、機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は國仲御嶽の東側500[㎡]に位置し、申請地は譲受人が小作していて、今回申請で所有権移転してカボチャ栽培することです。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は長北一週道路のペンションとくやの北側300[㎡]に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、砂川小学校前の交番所の西側から上野方面に位置し、譲受人は退職しての農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員にお願いいたします。

池間推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、西辺小学校から大浦集落向けに位置し、譲受人は40年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号8番から10番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、久貝の赤浜地区の水道タンクから西側300mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

受付番号9番・10番の説明をいたします。場所は、下地線の松ヶ原ゴルフ場から久松方向に位置し、譲受人は花卉栽培農家です。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所の申請地は、譲受人が長年賃貸借してきたが、今回申請で所有権移転してサトウキビ栽培ということです。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から11番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、6件でございます。受付番号12番から17番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号12番から17番は、別紙参考資料12ページから17ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長：受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を5番委員をお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、JTAドームの南東500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、大栄生コンの東側に位置し、譲受人はこれまでカボチャの仲買いをしていたが、今回は自分でもカボチャ栽培を行うとの事です。

議 長：次に受付番号14番と15番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員になっていますが、休みですので代わりに事務局をお願いいたします。

伊良部事務局：

受付番号14番の説明をいたします。14番の場所は、成川公民館の北側600㎡に位置し、基盤整備地区内にあり、15番の場所は、一週道路沿いの宮原みずべ公園の東側600㎡に位置し、譲受人はカボチャ栽培です。

議長：次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は、砂川小学校前の交番所の西側から上野方向に位置し、譲受人は退職しての農業経営でサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

與那覇推進委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、細竹公民館の北側200㎡に位置し、譲受人はマンゴー栽培農家ですが、畜産・サトウキビ栽培も行うとの事です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請(使用・賃貸借権の設定)受付番号12番から17番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は9件でございます。受付番号18番から26番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号18番から26番は、別紙参考資料20ページから28ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号18番から26番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、福北地区の東京農業大学の西側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、嘉手苧集落の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号3番と4番の説明をいたします。場所は、JA上野支店から南側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号5番の説明をいたします。申請地に関しては、中間管理機構での利用となります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は6件でございます。
受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、西中地区の旧製糖工場跡地から東側800mに位置し、譲受人は竜のひげ、イヌマキ等の植栽を行っています。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、城辺クリニック病院から西側150メートルに位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ栽培です。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、旧仲里果樹園の西側に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、下地線の松ヶ原ゴルフ場から久松集落向けに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

前里推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、上地集落から東急ホテル向けに位置し、譲受人は機械等も所有してのカボチャ栽培農家です。

議長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、JA上野支店から東側600メートルに位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第5議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入りますが、下地2区・上地邦彦推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 下地2区推進委員退室 》

議 長：改めまして、質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。では、下地2区推進委員の入室・着席を認めます。

《 下地2区推進委員入室・着席 》

議 長：休憩します。

再開します。

議 長：次に、日程第6議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、9件でございます。受付番号1番から9番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

以上、受付番号1番から9番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を2番委員をお願いいたします。

久保委員：

現地調査の報告をいたします。令和2年7月9日（木）に、3番・野崎委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、川満次長、池村主任、仲間さんの7名で調査し、日程として午前10時から午後3時まで現地調査、午後3時から3時20分まで事務局にて調査内容調整会議で4条申請16件、5条申請12件の合計28件の調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

久保委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、JA上野給油所から西側200メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第3種農地、役所等300メートル以内の農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、8番委員

川満委員：

私の考えでは、一時転用期間は1年ごとではなかったのではと思いますが、3年とはなぜですか。

川満事務局：

当初は1年との約束で確認したが、毎年繰返しての転用ではなく3年間転用して、3年後は必ず畑として戻すとの確認が取れました。

議 長：はい、16番委員

砂川委員：

申請許可が出ない内に敷地内にコーラルが置かれていますけど、どうですか。

川満事務局：

申請者については、コーラルを許可前に敷地内に地習しした場合は、これからの農業委員会への申請に関しては受付は出来ないと伝えてあります。

議 長：ほかに質疑等はありませんでしょうか。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、狩俣線の間那津集落に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、集落接続農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、山中公民館の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、とみや商会の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第3種農地、4割街区エリア内の宅地率が4割を超える農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、JA沖縄城辺支店の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、旧城辺庁舎の南東に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、千代田ハイツの西側200㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、農業用施設と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、保良集落の入口に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他周辺農地その他2種農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、多良間家の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、集落接続農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第7議案第6号、農地法第4条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は、7件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から7番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上野線の宮古空港東側のエアポートホテル建設敷地に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他横断困難な道路等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

川満事務局：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、張水学園の南西に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他障害の多い道路等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

川満事務局：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、荷川取地区の人頭税石碑の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号4番から7番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

川満事務局：

受付番号4番から7番の説明をいたします。場所は、県営久貝団地の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地・団地等が連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番から7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第8議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、12件でございます。受付番号1番から12番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から12番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

野崎委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は東急ホテルの東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、荷川取の人頭税石碑の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、更竹病院の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所はホテルブリーズベイの北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地農振農用地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。 はい、15番委員

仲里委員：

申請地は一時転用となっておりますが、転用後の復元断面図等の図面の添付がありませんけど。

川満事務局：

復元断面図の図面等がありますので、添付します。

議 長：ほかに質疑等はありませんでしょうか。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、張水学園の南に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、その他原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、皆愛集落の来間大橋入口に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地が連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、高千穂集落の金城陶芸店の横に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等が連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

野崎委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、宮古島市社会福祉協議会の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等が連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

野崎委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、宮古島市陸上競技場の南西に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

野崎委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、友利集落の横に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等が連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号11番と12番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

野崎委員：

受付番号11番と12番の説明をいたします。場所は、上野線の地盛集落の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、8番委員

川満委員：

申請面積（うち面積）が参考資料と合わないが。

川満事務局：

はい、そうですね。申請面積の訂正を提出させるため、今回の申請は保留という事にします。

議長：受付番号11番と12番の申請は今回は保留ということで、来月の総会までに資料の訂正を行わせてから申請させます。

議長：日程第8議案第7号は受付番号11番と12番を除いて、原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第9議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題としますが、対象となる申請は先ほど承認いただいた議案第7号の中から受付番号1番、8番となります。
先ほどの承認を似て農地転用事業計画変更を承認してよろしいでしょうか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、日程第10議案第9号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。6月9日に平良地区農地パトロールを行い、申請場所は丸多タクシーの西側に位置し、岩盤が多く農地として使用出来なく、所有者も高齢のため、非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は高野漁港の西側に位置し、原野状態でこれまで畑として使用したことがないことから非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号3番の説明をいたします。6月12日に城辺地区農地パトロールを行い、申請場所は東平安名崎の入口に位置し、農地としての利用はなく、岩盤があつて非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第 2 1 条 (委員の発言)

久保委員：

6 月 2 1 日に沖縄県女性農業委員会総会が南風原町の土地改良区事務所で行われ、意向調査の件について各地区から意見等があり、OCR を利用して大変良かったといっていましたので、宮古地区でもOCR を利用したらどうですか。

農政課担当：

宮古地区においてもOCR の利用は行っていますが、今回はコロナウイルス関係で実施していません。

議 長：以上、新たな発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、令和 2 年第 7 回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和 2 年 7 月 2 9 日 (水)

会 長 芳 山 辰 巳
7 番委員 長 濱 国 博
8 番委員 川 満 里 志

